

議長 戸田 清佐 係



平成31年3月19日

鹿追町議会議長 埴 洸 賢 治 様

議会運営委員会

委員長 吉 田 稔

所管事務調査報告書

本委員会は、下記のとおり所管事務調査を実施したので報告いたします。

記

1. 調査期間 平成27年6月19日～平成31年3月19日

2. 調査項目

- (1) 議会の運営に関する事項について
- (2) 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項について
- (3) 議長の諮問に関する事項について

3. 報告者

委員長	吉 田 稔
副委員長	上 嶋 和 志
委員	加 納 茂
委員	台 蔵 征 一
委員	武 藤 敦 則

4. 調査詳細

[平成28年]

(1) 調査期間 7月25日

(2) 調査地・調査項目

①北海道町村議会議長会

定数・報酬・あり方等について

[平成30年]

(1) 調査期間 5月22日

(2) 調査地・調査項目

①北海道町村議会議長会

議会活性化に向け具体的な取り組みについて

本会議中心主義及び委員会中心主義について

全国、北海道における市町村議会改革の取り組みについて

5. 考察

平成27年3月定例会で議決された鹿追町議会改革の継続にかかる決議を受け、今期の議会運営に関する事項等について調査検討を行なった。

平成28年9月、本町議会アドバイザーとして勢簀了三氏（北海道町村議会議長会参与）に委嘱し、専門的見地からの助言を求めながら協議を重ねてきた。

過疎化や高齢化で地方議会議員のなり手不足が深刻化している状況から、その対策について国や全国市町村議会において様々な議論がされてきているところである。

本町議会もこれらの状況を踏まえ、今後も住民にわかりやすい開かれた議会を積極的に推進していかなければならない。

(1) 議会の運営に関する事項について

議会を円滑に運営していくことが、わかりやすい議会づくりにつながっていくと考える。

本会議での活発な議論が重要であるが、現状では、行政側からの提案案件は各常任委員会、全員協議会でそれぞれについて詳細にわたり説明がされ、質疑が行われていること等から、本会議での質疑が少なくなっている状況である。

議員は住民が注視している本会議でのやり取りを積極的に行う必要があり、このことにより、その施策の目的や課題が住民に見えてくるものとする。

(2) 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項について

一般質問は、あくまでも議員個人としての立場であることから、各常任委員会が所管事務調査等を基に政策提言として各常任委員会代表質問ができるよう議会基本条例に盛り込んだ。

各常任委員会代表質問を実施するにあたり十分な委員間討議により、その方向性を一つにすることが重要である。

また、議会基本条例に全員協議会の原則公開や議会報告の開催を年2回以上実施することや政務活動費による活動状況を議会広報紙、議会ホームページに

掲載することを明記した。

政治倫理規程においては、議員は町から活動又は運営に対する補助又は助成を受けている団体等の長及び役員に就任しないとした努力義務を明記していたが、幅広い人材が議員として活躍できる環境整備の一環としてこの規定を削除した。

(3) 議長の諮問に関する事項について

平成29年5月、議長は鹿追町議会議員定数・報酬およびあり方等審議会（以下「第三者審議会」という。）に対し議員報酬について諮問を行なった。

本町議会の考え方としては、前期、今期と報酬について協議を重ねてきており、町村議員のなり手不足は全国町村議会の課題であることから、次世代を担う人材育成の観点から報酬の引き上げは必要不可欠であるとし、十勝町村議長の試算した18町村の議員報酬の客観的指標である「十勝標準」等を参考にしながら、具体的改定案を提示した。

第三者審議会からは、全国的な議員のなり手不足等、諸事情を勘案すると引き上げは必要であるとの答申を得た。具体的な金額については町設置の特別職報酬等審議会の判断に委ねるとした。また、報酬だけではなく議員に出やすい環境づくりを積極的に構築することや興味をもてる議会づくりが必要であると付帯意見があった。

議員報酬は、平成30年6月定例会において町からの提案により引き上げの条例改正がされ、次期から施行されることが決定した。

【総合考察】

本町議会は、住民との対話を重点とした議会活動を推進し、さらなる改革、活性化を目指すものである。

本会議活性化への体制づくりについて、本会議の場は住民が傍聴しやすく、動画配信のシステムも備わっていることから、住民が議会活動にふれる最良の機会であり、本会議での積極的な議論により、予算等案件の課題等を住民に知ってもらうことが重要である。議員一人一人が住民の代表であることを常に認識し、議論を展開する必要がある。各委員会、全員協議会では案件を議員間でしっかり討議し、問題点を洗い出し、本会議での議論につなげていかなければならない。

委員会代表質問の実施については、常任委員会での所管事務調査等を踏まえ、政策提言をしていくことが重要と考える。政務活動費の制度導入については、本町では平成23年5月から条例化により実施しているが、道内の町村においては144町村中16町村と実施が少ない状況下にある。

これらのことを踏まえ、政務活動費は一層透明性を高めていく必要があると考える。政務活動は、公費が交付されての活動であることを常に認識し、住民から疑義が生じないよう一層努めていきたいと考える。

倫理規程は、議員は町民の代表として誠実かつ公正に職務を行なっていくため制度化して取り組んできた。しかし、議員のなり手不足が全国的な状況の中、本町もその例外ではないことから活力ある人材が、議会に参画し議員として活躍できる環境づくりの一つとして規程を見直し緩和したが、議員は常に品位と名誉を重んじて、清潔で民主的な町政発展に寄与しなければならない。

全国の市町村議会は議会改革を掲げ、多様な制度改革等を行なってきた。本町も議会基本条例を制定し、住民に開かれた議会、住民参加を推進する議会を目指し、取り組んできたところである。議会改革は、時代にあった住民ニーズにより、柔軟に対応することが求められるが、議会自らが作り上げた制度改革、理念等であることを常に意識し、安易な制度の変更や廃止等を行うことなく、多角的な視点で検証を行い、変更等が必要な場合は、住民に対し十分な説明責任を果たしていく必要がある。

さらなる議会改革はこれからも積極的かつ継続的に行なっていかなければならない。